

Ⅲ 参 考 資 料

【資料１】Ⅰ－２ 監督部局の役割と監督事務の基本的考え方 関係

金融監督の原則と監督部局職員の心得（行動規範）

【資料２】Ⅰ－３ 監督指針策定の趣旨 関係

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム

【資料３】Ⅲ－１－３ 検査部局等との連携 関係

・預金保険法第５０条第１項関連チェック項目

・預金保険法第５５条の２第４項及び第５８条の３第１項関連チェック項目

【資料４】Ⅲ－３ 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 関係

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則

金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)

－金融庁監督局－

金融監督に当たっては、自己責任原則と市場規律の確保を基本とし、明確なルールに基づく公正で透明性の高い行政を効率的かつ実効性をもって進めていくことが求められている。金融機関等の監督に携わる職員は、以下のⅠに掲げる原則を踏まえつつ、Ⅱに掲げる事項を心得とし、法令等に基づき日常の監督業務を厳正かつ的確に遂行していくことにより、監督行政に対する信認の確保に努めることとする。

I 金融監督の原則

I-1. 金融行政の目的

金融行政は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他の利用者の保護を図るとともに、公正・透明で活力ある市場の整備等により、金融の円滑を図ることを目的としている。

金融監督は金融行政の一環として遂行されるものであり、金融監督に当たっては、これら金融行政の目的を最優先に対応することとする。

I-2. 自己責任原則と市場規律の確保

金融機関の財務の健全性及び業務の適切性が確保されるためには、まずもって経営者による責任ある経営管理を基軸とする自己責任原則と、適切な情報開示を前提とした市場規律の確保が重要であり、金融監督は、本来、これらを補完するものとして機能すべきものである。

従って、監督部局は、金融機関に対し、金融機関自身が進んで経営改善に努めるようなインセンティブを付与することを重視することとする。

I-3. 効率性

監督部局は、限られた行政資源を最大限有効活用するとともに、金融機関等の事務負担の軽減等を図る観点から、金融機関等に対する報告や資料の徴求を含め、行政上の関与は、監督上真に必要なものに限定するよう配意することとする。

また、監督上の措置の必要性、方法等について常に見直しや改善に努めるなど、監督行政の効率性の向上に努めることとする。

I-4. 実効性

監督部局は、金融機関等との十分な対話に努め、深度ある意思疎通を確保するとともに、オンサイト・オフサイトのモニタリングの組合せ、検査部局等との連携などを進めることにより、当局の意図が金融機関等に正確に理解され、自主的な経営改善が確実に実現されることを目指すこととする。

また、時々々の社会的要請等も踏まえつつ、行政課題の優先順位に沿った適時・適切な対応を図ることとする。

I-5. 透明性

監督部局は、監督指針の公表等を通じて監督上の着眼点を明らかにするとともに、ノーアクションレター制度、意見交換制度等の適切な運用を通じ、監督行政の透明性の向上に努めることとする。

また、業務改善命令等の不利益処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。

I-6. 内外無差別

監督部局は、国内の金融機関等と、日本において営業を行っている外国金融機関の支店又は外国法人の子会社である金融機関等との間で、法令等に基づく合理的な理由なく、異なる取扱いを行わないこととする。

Ⅱ 監督部局職員の心得

Ⅱ-1. 国民からの負託と職務倫理の保持

監督部局の職員は、金融機関等の監督権限が国民から負託されたものであること、その遂行に当たってはⅠ-1における金融行政の目的を最優先の課題として行うことを常に意識するとともに、職務に係る倫理の保持に努め、金融監督行政に対する国民の信頼を確保することを目指すこととする。

Ⅱ-2. 自主的努力の尊重

監督部局の職員は、Ⅰ-1における金融行政の目的を達するためには、金融機関等による自主的な取組みと監督行政への協力が不可欠であることを常に自覚し、私企業である金融機関等の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮することとする。

Ⅱ-3. 綱紀・品位、秘密の保持

監督部局の職員は、監督行政の遂行に当たり、常に綱紀・品位及び秘密の保持を徹底し、穏健冷静な態度で臨むこととする。

Ⅱ-4. 公正・公平な監督の実施

監督部局の職員は、法令や監督指針等の内容を十分に理解するとともに、それらに基づく適正な手続の下、公正・公平な監督を実施することとする。

Ⅱ-5. 面談等を行う際の留意点

監督部局の職員が、金融機関等の役職員等と面談等（電話、電子メール、ファックス等によるやりとりを含む。）を行う際には、以下の事項に留意することとする。

- (1) 面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- (2) 面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。

- (3) 面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- (4) 同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政の対応の統一性に配慮しているか。
- (5) 面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後に速やかに報告しているか。

Ⅱ-6. 行政指導等を行う際の留意点

金融機関に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第2条第6号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談及び助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令や監督指針等に従って、適正に行うものとする。特に、行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであること、相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならないこと等に留意することとする。

(参考) 行政手続法(平成5年法律第88号)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

六 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。

(以上)

平成15年3月28日

金 融 庁

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム

ー中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた

中小企業金融の再生と持続可能性(サステナビリティ)の確保ー

「金融再生プログラム」(平成14年10月)及び「金融再生プログラム作業工程表」(同11月)において、中小・地域金融機関(地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合)の不良債権処理については、同プログラムが対象とした主要行とは異なる特性を有する「リレーションシップバンキング」のあり方を、金融審議会で多面的な尺度から検討の上、年度内を目途にアクションプログラムを策定することとしたところである。

これを受けた金融審議会金融分科会第二部会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」(平成15年3月27日)では、①リレーションシップバンキングの意義と有効性、②わが国のリレーションシップバンキングの現状、③リレーションシップバンキングの機能強化の必要性和基本的考え方、④リレーションシップバンキングの機能強化に向けた具体的な取組み、について検討を行い、「平成16年度までの2年間を地域金融に関する『集中改善期間』とした上で、それぞれの中小・地域金融機関が本報告書の提言に沿ってリレーションシップバンキングの機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決していくことが適当と考えられる。」としている。

上記報告の提言を踏まえ、金融庁として、平成16年度までの「集中改善期間」中に各金融機関及び行政が取り組むべき、①中小企業金融の再生に向けた取組み、②各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み、③アクションプログラムの推進体制からなる「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を下記のとおり取りまとめる。

記

I. 中小企業金融の再生に向けた取組み

1. 創業・新事業支援機能等の強化

- (1) 各金融機関に対し、業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化を図るための具体的な取組みを要請する。
- (2) 各業界団体に対し、企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修プログラム(「目利き研修」)を、平成15年度及び16年度に集中的に実施するよう要請する。
- (3) 中小企業の技術開発や新事業の展開を支援するため、各金融機関に対し、中小企業が有する知的財産権・技術の評価や優良案件の発掘等に関し、産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携を図るよう要請する。

特に、経済産業省の「産業クラスター計画」を支援するため、関係金融機関に対し、関係者の交流連携の場を提供し、有望な研究開発型企業と優良案件の発掘に資するよう地域毎に「産業クラスターサポート金融会議」を立ち上げるよう要請する。
- (4) 地域におけるベンチャー企業の育成を支援するため、各金融機関に対し、ベンチャー企業向け業務について、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投融資等連携強化を図るよう要請する。
- (5) 地域の中小企業の創業・経営革新を支援するため、各金融機関に対し、各地域に設置されている中小企業支援センターの活用について検討するよう要請する。

2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

- (1) 中小企業に対するコンサルティング機能、情報提供機能の強化を図るため、各金融機関及び各業界団体に対し、経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備を要請する。
- (2) コンサルティング業務、M&A 業務等の取引先企業への支援業務が、どのような場合に銀

行法等における付随業務に該当するかについての具体的な考え方等を、平成15年6月末までに整理のうえ公表する。

- (3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備については一定の成果が見られるところであるが、各金融機関に対し、そうした取組みを一層強化するとともに、平成15年度の実績(体制整備状況、経営改善支援取組み先数、経営改善による債務者区分のランクアップ先数等)から公表(銀行については平成15年9月期から公表)するよう要請する。
- (4) 各業界団体に対し、各金融機関における中小企業支援スキルの向上を目的とした研修プログラムを、平成15年度及び16年度に集中的に実施するよう要請する。
- (5) 各金融機関に対し、中小企業等の財務・経営管理能力向上を支援する「地域金融人材育成システム開発プログラム」等について協力を要請する。

3. 早期事業再生に向けた積極的取組み

- (1) 各金融機関に対し、適切な再建計画を前提とし、取引先企業のモラルハザードを防止しつつ、プリパッケージ型事業再生(民事再生法等の活用)及び私的整理ガイドラインを積極的に活用する等、中小企業の過剰債務構造を解消し迅速再生を図るための取組みを要請する。

なお、取引先企業に対し、「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえ、事業再生への早期着手を期待する。

- (2) 各金融機関に対し、政府系金融機関、地方公共団体等との連携を図りつつ、地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成について検討するよう要請する。
- (3) 各金融機関に対し、企業再生に当たって、デット・エクイティ・スワップ(DES)、DIP ファイナンス等の手法の積極的な活用を要請する。
- (4) 中小企業の再生を支援するため、各金融機関に対し、「中小企業再生型信託スキーム」等RCCの信託機能を積極的に活用するよう要請する。なお、当該スキーム等の活用については、2.(3)の健全債権化に向けた取組みの一環として取り扱うものとする。

- (5) 産業再生機構が対象とする案件は地域や規模の大小を問わないことを踏まえ、各金融機関に対し、産業再生機構の活用について検討を要請する。
- (6) 中小企業の再生に関しては、当該企業と金融機関の作成する再生計画の内容が合理的であり、関係者の合意が得られるものについて、関係者の再生支援に向けた積極的な取組みが求められる。こうした観点から、中小企業再生支援協議会については、広く中小企業専門家の協力を得つつ、政府系金融機関と民間金融機関の効果的な連携や再生計画作成のための支援人材確保などを進めることとしており、各金融機関に対し、こうした取組みへの協力とその機能の積極的な活用を図ることを要請する。
- (7) 各業界団体に対し、企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修プログラムを、平成15年度及び16年度に集中的に実施するよう要請する。

4. 新しい中小企業金融への取組みの強化

- (1) 事業からのキャッシュフローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図る観点から、各金融機関に対し、ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等の取組みを要請する。

また、各金融機関に対し、第三者保証の利用に当たっては過度なものとならないよう要請する。

- (2) 金融庁に専門家からなる研究会を設け、担保・保証に過度に依存しない新たな中小企業金融に向けて、財務制限条項の活用及び技術力、競争力のある地域に密着した中小企業に関する「擬似エクイティ部分の優先株式への転換」等に関し、法制上、会計上の視点等から具体的に検討する。

モデル取引事例に関する基本的考え方を平成15年8月を目途に作成・公表し、そのうえで各業界団体に対し、その具体化に向けた実務レベルの検討を要請する。

- (3) 中小企業の資金調達の多様化を図るため、各金融機関及び政府系金融機関等に対し、証券化等に関する積極的な取組みを要請する。
- (4) 中小企業庁において「中小企業の会計に関する研究会報告書」(平成14年6月)が取りま

とめられていること等を踏まえ、各金融機関に対し、財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備に向けた取組みを期待する。

- (5) 各金融機関に対し、信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用(審査業務の高度化、適正貸出金利の設定、ポートフォリオの適正化等)に向けた積極的な取組みを要請する。
- (6) 地域集中リスクの軽減を図る観点から、協同組織中央機関に対し、個別金融機関のリスクを調整・吸収するための仕組みの検討を要請する。

5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化

- (1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備に対する監督のあり方を平成15年6月末までに事務ガイドラインに明示する。
- (2) 貸し渋り・貸し剥がしホットラインにより金融当局に寄せられた情報や、各金融機関等に寄せられた苦情・相談等に関し意見交換を行うため、都道府県毎に金融当局、中小・地域金融機関及び関係業界団体から構成される「地域金融円滑化会議」を新たに設置し、平成15年度から四半期毎に開催する。
- (3) 各金融機関に対し、相談・苦情処理体制の強化に努めるよう要請する。また、関係業界団体に対し、各金融機関に対する研修の充実、苦情等事例の分析・還元、対応・処理状況に関する定期的な公表に積極的に努めることにより各金融機関の体制の強化を積極的に支援するよう要請する。

6. 進捗状況の公表

各金融機関等が実施する上記施策の進捗状況について、各金融機関が半期毎に公表するとともに、各業界団体においてこれを取りまとめ公表するよう要請する。

Ⅱ 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化

(1) 各金融機関の資産査定の厳格化及び適切な償却・引当を確保する観点から、当局として以下の対応を行う。

① 当局としては、正当な理由がないにもかかわらず自己査定と検査結果の格差が是正されない場合には、銀行法第26条に基づき業務改善を求めることとしており、改めて、各金融機関に対し、適切な自己査定及び償却・引当を行うよう要請する。

② 各金融機関に対し、担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度について厳正な検証を行うよう要請する。

③ 協同組織金融機関に対し、平成15年度から金融再生法開示債権の保全状況を開示するよう要請する。

(2) 早期警戒制度に、各金融機関の大口与信等に係る「信用リスク改善措置」を新たに導入することとし、平成15年6月末までに事務ガイドラインを改正する。

2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上

(1) 各金融機関の収益管理態勢の整備状況について、業務再構築ヒアリング、決算ヒアリング等で重点的にモニタリングする。

(2) 地域において必要なリスクテイクを行いつつ、それに見合った金利設定を行っていくための体制整備を図るため、各金融機関に対し、信用リスクデータの蓄積、債務者区分と整合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等に積極的に取り組むよう要請し、その進捗状況をオフサイトモニタリング等でフォローアップする。

(3) 金融機関の経営の合理化を促進するため、顧客保護等適切な運営に十分配慮しつつ、各金融機関が行う事務のアウトソーシング、リストラ等により生じた余剰資産の有効活用等について取扱いを平成15年6月末までに明確化するとともに、システム関連等の従属業務を営む子会社の共同設立等について検討を行う。

3. ガバナンスの強化

(1) 株式非公開銀行に対し、株式公開銀行と同様の開示（タイムリーディスクロージャーを含

む)のための体制を平成15年度中に整備し、平成16年度から実施するよう要請する。

(2) 協同組織金融機関におけるガバナンスの向上を図る観点から以下の対応を行う。

- ① 各金融機関に対し、平成15年度から半期開示の実施を要請する。
- ② 監査機能の強化を図るため、外部監査の実施対象の拡大等について検討する。
- ③ 総代会の機能を強化するため、総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等について、各業界団体に対し、平成15年度中の検討を要請するとともに、各金融機関に対し、平成16年度中の実施を要請する。
- ④ 中央機関に対し、個別金融機関に対する経営モニタリング、経営相談・指導機能の充実に図るよう要請する。

(3) 経営トップによる過度なワンマン経営等を抑止し、健全なコーポレートガバナンスを維持する観点から、各金融機関の経営(マネジメント)の質についてモニタリングを強化する。

その評価方法等については、7.(1)の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において整備する。

4. 地域貢献に関する情報開示等

- (1) 各業界団体に対し、地域貢献に関するディスクロージャーのあり方について早急に検討を行い、その結果を公表するよう要請する。また、各金融機関に対し、同検討結果を踏まえ、地域貢献に関する情報開示を平成15年度中に行うよう要請する。
- (2) 中小・地域金融機関の利用者に対する情報提供の充実に図るため、各金融機関が公表した財務上の主要な諸指標を取りまとめ、一覧性のある形で金融庁のホームページに平成15年度中に公表する。
- (3) 中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査を平成15年度から実施する。その結果を公表し金融機関全体の利用者利便の向上を促すとともに、同時に行政においても活用する。

5. 法令等遵守(コンプライアンス)

行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生を防止する観点から、不祥事件等に関するコンプライアンス態勢について、業務改善命令等の監督上の措置を厳正に運用する。

6. 地域の金融システムの安定性確保

- (1) システミックリスクが発生するおそれが生じた場合には、金融再生プログラムにおける「特別支援」の枠組みを即時適用し、金融システムの安定性に万全を期す。
- (2) 協同組織金融機関の地域集中リスクを軽減し、健全性の確保に万全を期すため、中央機関に対し、資本増強制度の活用等、個別金融機関の経営基盤強化に向けた取組みを一層強化するよう要請する。また、中央機関に対し、流動性の面で問題が生じた場合には、政府・日銀との連携の下、最大限の努力を行うよう要請する。
- (3) 公的資本増強行については、監督上の措置、政府が保有する優先株の普通株への転換等に関する運用ガイドラインを、今後公表される主要行のガイドラインの考え方に沿って、平成15年6月末までに整備する。

7. 監督、検査体制

- (1) 各金融機関の資産、自己資本、収益力、流動性リスク、市場リスク等従来の早期是正措置及び早期警戒制度が視野に入れていた領域に加え、コーポレートガバナンスや経営の質、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系を確立し、業務改善命令も含め監督上の対応を的確に行うこととする。

このため、平成15年度中を目途に、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を策定するとともに、ルールの明確化を図る。

- (2) 検査に際して、債務者である中小企業の実情に即したきめ細かな実態把握に一層努める。

このため、検査マニュアル別冊(中小企業融資編)の内容を検査官に改めて徹底するとともに、金融機関のみならず債務者である中小企業等にも引き続き周知徹底に努め、広くその浸透

を図る。また、当該別冊の定着状況等をモニタリングし、その内容が中小企業の実態により即したものとなるよう改訂する。

Ⅲ アクションプログラムの推進体制

1. 本アクションプログラムに基づき、平成16年度までの「集中改善期間」内に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図るため、各金融機関に対し、銀行法第24条に基づき、平成15年8月末までに「リレーションシップバンキングの機能強化計画（計画期間15～16年度）」について報告を求めるとともに、以後、半期毎に同計画の実施状況についてフォローアップを行うものとする。また、当該フォローアップの結果を踏まえ、必要に応じ、監督上の対応を行うものとする。
2. 平成16年度までの「集中改善期間」において、上記施策の進捗状況及び金融機関の取組み実績を半期毎に取りまとめ、公表する。また、必要に応じ金融審議会にも報告する。
3. 以上のフォローアップ等を着実に実施するため、金融庁において体制整備を行う。

預金保険法第 50 条第 1 項関連チェック項目

Ⅰ 預金保険料計算の検証

項目	チェック内容	例示
保険料計算書 (同付属明細書)	(1)保険料計算の基となる預金等が正確に計上されているか。 ①二重計上 ②計上もれ	・総勘定元帳(又は日計表)
	(2)除かれる預金等が正確に計上されているか。 ①対象外預金の計上 ②計上もれ	・営業店等からの報告書等
	(3)関係書類は適切に保管されているか。	

Ⅱ 問題点の発生要因分析

項目	チェック内容	例示
1. 経営陣の認識	(1)経営陣は、保険料納付が適切に行われるための方策を講じているか。	・対応状況
	(2)経営陣は、保険料が適正に納付されるよう報告をさせ、確認しているか。	・報告書類
2. 体制の整備	(1)保険料納付のための適切な体制が整備されているか。	・関係部署 ・人員 ・関係職員の理解度
	(2)保険料計算にあたり、チェック方法の確立など、牽制機能が有効に働いているか。	・チェック体制
3. 内部監査等の状況	(1)内部監査等の項目に法第 50 条第 1 項が対象となっているか。	・監査項目
	(2)内部監査等の実施状況 ・計画的に、適正な頻度で実施されているか。 ・改善状況について確認しているか。	・年間計画 ・実施状況 ・改善状況

(注)検査の項目は、「Ⅰ 預金保険料計算の検証」過程において、重大なミスや多額の誤謬などが認められた場合に、必要に応じて「Ⅱ 問題点の発生要因分析」をチェックする。

預金保険法第 55 条の2第4項及び第 58 条の3第1項関連チェック項目

項目	チェック内容	例示
Ⅰ．経営陣の認識・関与	1.経営陣が法第 55 条の2第4項及び法第 58 条の3第1項の趣旨を理解し、法令遵守のための対応がとられているか。	・経営陣の対応状況 ・経営陣への報告、的確な対応（問題点及び対応状況の把握、職員への指示）
	2.経営陣は、法第 55 条の2第4項について、常に正確なデータを速やかに提出できる対応がとられるための方策を講じているか。	・関係部署 ・事務システム部門の責任者、店舗責任者等、関係職員の理解を促進する手段や実務面の実現性を確保するための手段を講じているか。 ・金融庁及び預金保険機構が行う検査結果等への対応
	3.経営陣は、法第 58 条の3第1項について、保険事故の発生時に必要な対処が円滑に実施されるための方策を講じているか。	・関係部署 ・事務システム部門の責任者、店舗責任者等、関係職員の理解を促進する手段や実務面の実現性を確保するための手段を講じているか。 ・金融庁及び預金保険機構が行う検査結果等への対応
Ⅱ．管理体制	1.法第 55 条の2第4項及び法第 58 条の3第1項遵守のために適切な管理体制がとられているか。	・金融機関内の管理体制（金融機関内各組織・役職の権限・責任範囲及び指揮命令系統は明確か。必要な要員の確保が可能か。） ・預金者データが整備され、「機構指定フォーマット」に則った作成・提出が遅滞なくできる体制となっているか。 ・一般預金等について、破綻後、払戻し可能な預金（付保預金）と払戻しできない預金（非付保預金）に速やかに区分管理できるようにするための体制整備（マニュアル整備等） ・保険事故が発生した後の預金の入出金について預金保険機構へ報告するための体制整備（システム整備等） ・預金と貸付金との相殺や、非付保預金の概算払等を円滑に行うための体制整備（マニュアル整備等） ・保険事故発生時に関係者（外部接続システムや委託先を含む。）と連絡が取れる状況になっているか。 ・保険事故発生時に当該金融機関のシステム構成が即座に把握できるような情報が整備されているか。 ・保険事故発生時に当該金融機関のシステムが休日も含め稼働できる態勢が確保されているか（委託先を含む）。 ・保険事故が発生した後、営業再開が円滑にできるように、休日を含め準備作業が適切にできる態勢が確保されているか（委託先を含む）。

Ⅲ. 手順書・マニュアルの整備	1.法第 55 条の2第4項遵守のために保険事故発生から磁気テープ等(機構が指定する物)を預金保険機構に提出するまでの作業についての手順書・マニュアルの内容は適正か。また、法第 58 条の3第1項について、付保預金の払戻しその他の保険事故に対処するために必要な措置の円滑な実施の確保を図るという観点からみて、手順書・マニュアルの内容は適正か。	・適切な手順が明確化されているか。 (参考)「預金保険法第 55 条の2及び第 58 条の3に規定された有事の措置を円滑に行うための手順書・マニュアルに関するチェックポイント」(預金保険機構)
Ⅳ. システムの整備	1.法 55 条の2第4項に基づく、「機構指定フォーマット」に則ったデータ作成のためのシステム対応ができているか。	・新商品に対する対応 ・コンピュータシステム入替え等に対する対応 ・手順書との整合性
	2.預金保険法第 58 条の3第1項に規定する措置に関する内閣府令(以下「府令」という)第1条第1項第1号及び第2項に関し、機構が作成する名寄せ結果データを受領してから速やかに自らの業務システムに反映するための措置が講じられているか。また、一部払戻不可口座について、付保預金と非付保預金を区分管理するためにシステム対応が必要となる場合にこれができているか。	・新商品に対する対応 ・コンピュータシステム入替え等に対する対応 ・手順書との整合性 ・円滑かつ適切に付保預金の払戻しができるシステム仕様となっているか。
	3.府令第1条第1項第3号に基づく、入出金明細ファイル作成のためのシステム対応ができているか。	・新商品に対する対応 ・コンピュータシステム入替え等に対する対応 ・手順書との整合性 ・入出金明細ファイルは、機構の指定したフォーマットどおりに作成できるか。
Ⅴ. データの整備	1.法第 55 条の2第4項遵守のために「機構指定フォーマット」用名寄せデータの正確性は確保されているか。また、特定決済債務を把握しているか。	・名寄せデータ ・「1預金者」の捉え方 ・収集すべきデータ、システムに登録すべきデータ ・個人・法人コードの設定 ・連名預金区分 ・新規顧客の登録 ・住所、氏名等の変更に伴う修正登録 ・データ整備不可能先の適切な管理
Ⅵ. 内部監査等の状況	1.内部監査の項目に法第 55 条の2第4項及び法第 58 条の3第1項が対象となっているか。	・監査規定 ・監査項目
	2.内部監査の実施状況	・本部・営業店年間計画 ・実施状況 ・改善状況

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則

平成 13 年 3 月 27 日の閣議決定(行政機関による法令適用事前確認手続の導入について)においては、「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表することとする」とされ、このため、「上記の分野に関し、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続の指針」が定められたところである。

金融庁は、この閣議決定を踏まえ、当該手続を本年 7 月 16 日より実施することとし、下記のとおり細則を定めたところである。

記

1. 対象

(1) 対象法令(条項)の範囲

金融庁における本手続の対象となる法令(条項)は、金融庁が所管する法律及びこれに基づく政府令の条項のうち次のいずれかであって、平成 13 年 3 月 27 日の閣議決定(行政機関による法令適用事前確認手続の導入について)における、「民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する」との趣旨に該当するものとする。

- ① 当該条項が申請(行政手続法(平成 5 年 11 月 12 日法律第 88 号)第 2 条第 3 号にいう申請をいう。)に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合
- ② 当該条項が届出等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合
- ③ 当該条項が不利益処分(行政手続法第 2 条第 4 号に定める不利益処分をいう。)の根拠を定めるものである場合
- ④ 当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限するものであって、照会の対象とすべきものと判断される場合

(2) 対象となる法律の公表

本手続の対象となる法律を担当する課室については、一覧表を作成し、金融庁のホームページにおいて公表することとする。なお、当該一覧表については、法律改正等の事情変更があった場合には、これを随時見直すこととする。

2. 照会

(1) 照会窓口

照会窓口は、金融庁監督局総務課とし、財務(支)局・沖縄総合事務局所管の金融機関は、財務局等に照会する。財務局等は、照会を受けた場合には、金融庁監督局総務課に対し、照会書面を速やかにファックス等により送付する。

なお、照会窓口たる金融庁監督局総務課は、下記(3)照会書面の記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。

(2) 照会者の範囲

照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、上記1.の対象法令(条項)の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記(3)の記載要領を満たした照会書面を提出し、かつ、照会内容及び回答内容が公表されることに同意している者とする。

(注) 照会者が法人(及び業界団体)である場合には、役員名で行うことを原則とし、弁護士等である場合には委任状(照会者が法人である場合には役員名によるもの)の提出を求めることとする。なお、法人と弁護士等との連名による照会も可能とし、この場合には、委任状の提出は要しないこととする。

弁護士等とは、弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者とする。

(3) 照会書面の記載要領

照会書面(電子的方法を含む。)は、下記の要件を満たしているものでなければならない(参考:別紙様式1)。

- ① 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されていること。
- ② 上記1.(2)に基づき金融庁がホームページにおいて公表した法律及びこれに基づく政府令の条項のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されていること。
- ③ 照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載されていること。
- ④ 上記②において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠が明確に記述されていること。

(4) 照会書面の補正及び追加書面の提出

金融庁は、照会書面の記載内容が不十分な場合、照会者の本人確認をする場合等、必要な限度において照会者に対し、照会書面の補正、追加書面の提出等所要の対応を求めることができる。

ただし、追加書面は必要最小限とし、照会者の過度な負担とならないよう努めることとする。

(5) 照会書面の名宛人

照会書面における名宛人は、照会案件に係る法令を所管する担当課室の長とする。

3. 回答

(1) 回答期間

上記2. の照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として 30 日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。なお、いずれの場合においても、補正期間を含めた全体としての処理期間の短縮に努めることとする。

① 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合 原則 60 日以内

② 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合 30 日を超える合理的な期間内

③ 他府省との共管法令に係る照会の場合 原則 60 日以内

上記2. (4)により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、回答期間に算入しないものとする。

30 日以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知することとする。

(2) 回答書面の名義人

回答書面の名義人は、照会案件に係る法令を所管する担当課室の長とする。

(3) 回答の方式

照会に対する回答は、書面により行うものとする(参考:別紙様式2)。ただし、照会者が口頭で回答することに同意する場合には、この限りでない。

回答に当たっては、当該事実が照会に係る法令の適用の対象となるか否かに関する見解及び根拠を明示するほか、以下のような注を付することとする。

「(注)本回答は、照会対象法令(条項)を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令(条項)との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もと

より、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではない。」

(4) 回答を行わない事案

課室の長は、以下に掲げる要件に該当する照会に対しては、回答を行わないことができる。この場合において、課室の長は、照会者に対し、遅滞なく、回答を行わない旨及びその理由を通知することとする。

- ① 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している照会
- ② 民間における自主ルール、取り決めに関する照会
- ③ 既に公表されている告示等により法令適用についての考え方が明らかな事案に係る照会
- ④ 既に金融庁のホームページにおいて回答が公表されている照会と同種類類似の照会
- ⑤ 照会者について、法令を執行するための調査等が行われている事案、又は現に法令の執行が行われている事案に係る照会
- ⑥ 類似の事案が争訟(訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立て及びその他の法令に基づく不服申立て)の対象となっている照会

(5) 照会の取下げ

課室の長は、回答を行うまでの間に照会者から照会の取下げの申出があった場合には、上記3. (1)ないし(3)の規定にかかわらず、当該申出に係る照会に対する回答を行わないものとする。この場合において、下記4. の規定は適用しない。

4. 照会及び回答についての公開の方法

照会及び回答の内容は、原則として回答を行ってから 30 日以内に全て金融庁ホームページに掲載して公開する。

ただし、照会者が、照会書に、回答から一定期間を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、回答から一定期間を超えてから公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。また、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号)に定める不開示事由に該当しうる情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。

5. 実施時期

平成 13 年 7 月 16 日より実施する。

(改正)

- ・ 平成 15 年 7 月 4 日 上記4. 改正、実施。
- ・ 平成 16 年 5 月 14 日 上記3. (3)、(5)改正、実施。
- ・ 平成 17 年 10 月 7 日 上記2. (3)、3. (1)、(3)、(4)改正、実施。
- ・ 平成 19 年 7 月 2 日 上記1. (1)、2. (1)、(2)、(3)、(4)、3. (1)、4. 改正、実施。

別紙様式 1

金融庁における法令適用事前確認手続（照会書）

平成 年 月 日

（担当各課室長） 殿

照会者名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

住所（法人にあっては主たる事務所等の所在地）

〒

連絡先

電 話 番 号

ファックス番号

電子メールアドレス

（注）代理人による照会の場合は、照会者に関する事項を記載することのほか、これに準じて当該代理人に関する事項を記載すること。

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則 2.（3）の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令の名称及び条項
2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実
3. 当該事実が照会法令の適用対象となる（ならない）ことに関する照会者の見解及び根拠
4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）
 - （1）理由
 - （2）公表可能時期

別紙様式 2

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成 年 月 日

照会者名（法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名）殿

（担当各課室長）

平成〇〇年〇月〇日付けをもって照会のあつた件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則 3.（3）の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1. 回答

照会のあつた具体的事実については、照会法令の
適用対象となる / 適用対象とならない

2. 当該事実が照会法令の適用対象となる（ならない）ことに関する見解及び根拠